

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

～新しい学校生活様式（学校・家庭の共通理解）～

【警戒レベル2以上】

豊見城市立ゆたか小学校 9月17日付更新

I ガイドライン基本方針（国や県及び市教育委員会の方針に沿って作成）

- 1 3つの密（密閉・密集・密接）・大声を避ける
- 2 学級単位の教育活動を基本とする（大勢が集まる集会は当面中止、方法を変えて実施）
- 3 可能な限り安全に配慮して交流活動を行い、学びの保障及び児童のストレス軽減に努める

II 感染症対策

I 感染症対策における共通実践の徹底

- (1) 手洗い、咳エチケットを徹底します。登校後、外遊びの前後、給食前、トイレの後など、石けんでいねいに洗います。（手洗いができない場面ではアルコール消毒で補助する）
- (2) 通常はマスク着用を原則とします。特に体調に不安がある場合は、必ずマスクを着用します。
- (3) 飛沫をふせぐために、可能な限り人との距離（1～2m）をとります。
- (4) 教室の窓をあけ換気をよくします。クーラーを使用するときは、休み時間ごとに10分～15分は空気を入れかえます。
- (5) 大勢が共用する箇所（手すり、カウンター、ドアノブ、スイッチ等）については、下校後に職員でアルコール消毒を行います。
- (6) 教具、用具の共有はできる限り避けます。学用品の貸し借りをしないためにも忘れ物がないようにします。
- (7) 大勢で集まる集会や授業参観、保護者会は当分の間、中止します。
- (8) 児童玄関、各教室に加え、校内のアルコール設置箇所を増やし、予防意識を高めます。

手洗いの6つのタイミング



2 マスク着用について

- (1) 大勢が密集する学校生活においては、通常マスク着用を原則とします。
- (2) 屋外での活動で、飛沫のかからないような十分な距離（多くの児童が手の届く距離に集まらない状態）があり、換気を適切に行っている室内である場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではない。

- (3) 体育館等の屋内での活動では、換気を適切に実施しており、かつ、児童の間に十分な距離をとっている場合、マスクの着用は必ずしも必要ではない。(文部科学省ガイドラインQ&A 5/13より)
- (4) マスクをはずすときは、ジップロック(チャック式ビニル袋)に保管する。マスクは毎日清潔なものを使用する。
- (5) 登下校中は、熱中症予防のため、マスクを着用しなくてよい。(飛沫のかからないような十分な距離をとり帽子をかぶること)ただし、校舎内に入る時にはマスクを着用する。
- (6) 常に清潔なマスク着用を徹底するために、予備のマスクをジップロックに入れておく。

Ⅲ 心身のケア

1 家庭における健康観察

- (1) 保護者は、毎日、登校前に子ども及び家族の体調を観察し「健康観察カード」へ記入する。
- (2) 児童は、毎日「健康観察カード」を担任に提出する。
- (3) 発熱やかぜ症状(咳、鼻水、だるい、頭痛、腹痛等)がみられる場合は、自宅で休養する。
- (4) 発熱後、回復した場合も自己判断せずに用心深く観察し、十分に回復してから登校させる。
目安・・・解熱した翌日まで休養 ⇒ (3)(4)共に出席停止扱いとします。
- (5) 同居の家族に風邪症状が見られる場合、早めに家庭内感染対策をとり予防に努めてください。
- (6) 高熱、発熱が続く、強いだるさ、息苦しさ、味覚(味がしない、味が濃い)や嗅覚の異常があるときは、かかりつけ医師や相談窓口に連絡をして指示を受けてください。児童及び同居家族が新型コロナウイルス感染症または濃厚接触者であるとわかった際は、学校に連絡してください。

2 学校における健康観察

- (1) 学級担任は、これまでの健康観察に加えて、児童の「健康観察カード」を確認する。
- (2) 発熱やかぜ症状(咳、鼻水、だるい、頭痛、腹痛等)がある児童は、別室(保健室向かいの部屋)で休ませます。保護者へ連絡しますのでお迎えをお願いします。(迎える際は、児童玄関ではなく、保健室裏の出入り口を利用。保健室側駐車スペースを利用してください。)

3 心のケア

- (1) 心理的なストレスや不安を抱えている児童については、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、登校支援員、小中アシスト等と連携した相談活動の実施し、適切な支援を行います。
- (2) 毎月の教育相談アンケートや教育相談日を通して、児童の心身の状態の把握に努めます。
- (3) 感染者、濃厚接触者や医療従事者とその家族への偏見や差別につながるような行為は断じて許されるものではありません。感染を理由としたいじめや偏見を生まないよう、正しい知識を学び、「だれでも感染者になり得ること」「苦しい思いをしている人には何より思いやりが大切なこと」を常に意識した指導を行います。

Ⅳ 学校生活の留意点 (一部、熱中症の予防対策を含みます)

1 登下校時

- (1) 人と並んで歩いたり、すれちがったりするときにも距離をあけて歩く。
- (2) 下校時に、玄関に児童が密集しないように、学年ごとに調整し分散して下校する。
- (3) 下校後は、学校にとどまらず、すみやかに帰宅する。(帰宅後の手洗い、着替え、入浴も効果的)
- (4) 登下校は帽子をかぶり、汗をふく清潔なハンカチを用意する。(熱中症対策)
- (5) 1日に必要な水分補給ができる大きさの水筒(水、お茶)を用意する。(熱中症対策)

2 給食時

(1) 給食の配膳、片付け

- ① 給食当番は手洗い、手指消毒、マスク着用を徹底する。
- ② 当番以外の児童は配膳前に机をふき、丁寧に手洗いをし、着席する。
- ③ 配膳、片付けの際に並ぶときも、十分な距離をとり私語は慎む。
- ④ おかわりの配膳は、担任（マスク着用）が行う。
- ⑤ 牛乳パックは、他人の飲み口に直接接触れるのを防ぐため、グループでまとめずに各自でビニール袋へ片づける。

(2) 座席・歯磨き

- ① 座席は、一人ずつ前を向き、静かに食事をする。
 - ② 使う水道蛇口の数減らし、密にならない方法で飛沫を抑えてうがいを実施する。
- ※ 現在の蛇口数や少人数に分けて歯磨きを実施するには、時間確保が難しいため歯磨きは当分中止。
引き続き朝夕食後は家庭で丁寧に歯磨き。
- ※ 但し、歯磨きを希望する児童は、食後や休み時間に個別に歯磨きをすることは可能。

3 清掃時間

- (1) 1人または少人数に分かれ、マスクを着用し、もくもく清掃をする。
- (2) 清掃用具は番号をつけ、使う用具を決める。
- (3) トイレ清掃当番は、マスク、使い捨てゴム手袋を着用して清掃する。
- (4) ぞうきんなどは、使用後に石けんでしっかりと洗い、水分をよく切って乾かす。(減菌)
- (5) 清掃終了後は、石けんでしっかりと手を洗う。

4 休み時間

- (1) 休み時間は、学年ごとに安全な遊び場を指定し、できるだけ外で運動するように声をかける。
- (2) 縄跳び等の道具は貸し借りせず自分のものを使う。
- (3) ボールは、消毒済みのものを使い、使い終わった後は担任が消毒する。
- (4) 遊んだ後は、石けんで手を洗ってから席に着く。
- (5) 汗をかいたあとや、のどがかわいたと感じたら、こまめに水分補給する。(熱中症対策)
- (6) 外で遊ぶときにはマスクを外し、人との距離をとって移動する。人の近くで大声を出したり、体を接触する遊びは控える。
- (7) 接触の頻度が少ない安全で楽しい遊び方について、みんなで話し合っ決めて。

5 図書館利用

- (1) 本の貸し出しは「図書館使用割り当て」を作成し、学級ごとに週に1回貸出日を設定する。
- (2) 一人につき5冊まで貸出する。(本を入れるバッグを持ってくる)
- (3) 図書館に入る前に手洗いまたは手指消毒を行う。
- (4) 並ぶときには、人との距離をあけて静かに並ぶ。
- (5) 図書館内で読書や学習をするときには、おしゃべりをしないで静かにする。(対面仕切り設置)
- (6) 当分の間、本は、家に持ち帰らない。学校内での読書を奨励する。

6 集会について

- (1) 当分の間は、全校児童が集まる集会は行わない。
- (2) 学年集会は月に1回程度15分以内で実施する。その際には、換気や人との距離をとって並ぶ。
- (3) 校長講話や委員会発表は、全体集会の時間に放送や動画を使って各教室で視聴する。

7 各教科の指導について

(1) 授業全般

- ① 座席は、黒板（一方向）に向かって、可能な限り児童間の距離をあけて配置する。
- ② 対面の学習が必要な場合は、短時間（10～15分以内）で行う。学習効果を踏まえ、必要に応じて、フェイスシールド等を効果的に使う。（音読、合唱、外国語等）
- ③ 学習内容に応じて、屋外や校内のスペースを有効に利用し、児童の交流活動の場を工夫する。
- ④ 授業中、会話がないう時間を設定し、マスクを外したり深呼吸したりする時間を確保する。

(2) 国語科

- ① マスクをとって、大きな声での音読はひかえる。
- ② ロ形・発音・発声指導など必要な場面にに応じて、フェイスシールド等を使う。

(3) 音楽科

- ① マスクをとって、大声での歌唱指導はひかえる。
- ② 基本的な発声練習や歌唱指導は換気をよくし、十分な距離をあけ、フェイスシールド等を使う。
- ③ 器楽指導等、共有する楽器は使用の前後に消毒をする。
- ④ 鍵盤ハーモニカ、リコーダーは自分の楽器以外には触れず、パーティションを使う等、距離をとって練習する。

(4) 家庭科

- ① 調理など実食を伴う実習は、年間指導計画の順序を入れかえて指導する。当分の間、調理実習はしない。

(5) 体育科

- ① 児童が密集する運動や、近距離で組み合ったりする接触したりする場面が多い運動（バスケット、サッカー等）は、年間指導計画の順序を入れかえる。
- ② 個人や少人数で密集せず距離をとって行うことができる運動（陸上、器械運動、体づくり等）を優先して行う。
- ③ 共有する用具は、授業前後にアルコール消毒をする。
- ④ 密を避けた学習方法や施設環境を工夫し、水泳学習を実施することとする。
（プール使用におけるコロナ対策の留意点を配布し、保護者の同意書、保護者の見守り協力の下で実施する）
- ⑤ 暑さ指数（WBGT）に基づいて、適切な運動制限や水分補給を行う。（熱中症対策）
- ⑥ 運動場の利用区分を決め、各場所に児童の待機テントを設営する。（熱中症対策）

(6) 外国語・外国語活動

- ① 前を向いて一斉指導を主とする。発音指導等、必要な場面にに応じてフェイスシールド等を使う。

(7) その他（校外学習、体験活動、共通事項）

- ① 外部人材は、活用人数を1～2人に抑え、感染対策をした上で実施可能とする。（フェイスシールドやアクリル仕切り板、マイク等の活用）
- ② 見学施設の予防対策を事前に確認し、人数を分けて施設を見学することは可能とする。バスを利用する場合は、座席を空けて座れるように台数を確保すること。
- ③ 乗車時に、児童の手指消毒及びマスクの着用、窓を開け車内換気を行う。
- ④ 共有の教材、教具、情報機器等は使用前後に消毒する。
- ⑤ 共有の教材、教具、情報機器等をさわる前後で、手洗いまたは手指消毒を行う。

- ⑥ 冷水器は、飲み口に直接接触することから当分の間、使用中止とする。
- ⑦ 水筒は、子どもの体格や運動量にあった大きさのものを用意する。(熱中症対策)

V 下校後及び家庭での過ごし方

1 下校後（ウイルスの感染経路を断つ）

- (1) 家に帰ったら、まず手や顔を洗う。
- (2) 服を着替え、できれば早めに入浴（シャワー）する。

2 家庭での過ごし方

- (1) 感染予防について、家族のルールを話し合い実行しましょう。
- (2) 地域の感染状況に注意し、感染流行の地域及び流行が予想される時期の移動は控えましょう。
- (3) 日常生活に必要な外出は、できるだけ人が多い場所や時間帯を避けましょう。
- (4) 休日、遊びにいくなら換気のいい場所や屋外を選び、3密を避けましょう。
- (5) 感染に負けない体力（免疫）を高めるためにも、食事、睡眠、休養、適度な運動等、基本的な生活リズムを大切にしましょう。

VI 学校休業について

1 感染者と判断された場合

(1) 児童の場合

- ア 感染者は、治癒するまで出席停止（主治医の判断）
- イ 発生校は、5日程度を目安に臨時休業。（消毒作業）
- ウ 保健所と相談しながら、感染児童の登校実態を踏まえ、濃厚接触者の特定と人数を把握し、休業規模（当該児童の出席停止・学級・学年・学校の閉鎖）を決定する。
- エ 保健所の指示に従い、当該児童の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

(2) 教職員の場合

- ア 感染者は、治癒するまで出席停止（主治医の判断）
- イ 学校全体について5日程度を目安に臨時休業。（消毒作業）
- ウ 保健所と相談しながら、感染教職員の勤務実態を踏まえ、濃厚接触者の特定と人数を把握し休業規模（当該教職員の自宅待機・学校の一部・全部を閉鎖）を決定する。
- エ 保健所の指示に従い、当該教職員の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

2 濃厚接触者に特定された場合

(1) 児童の場合

- ア 濃厚接触者の疑いがあると判断したら、南部保健所に今後の対応を確認してください。
- イ 保護者は、学校へ報告。保健所が自宅待機を求めた期間は出席停止とする。（感染者と最終接触の翌日から2週間の出席停止）

(2) 教職員の場合

- ア 校長は、教職員が濃厚接触者の疑いがある場合には、当該居住地域を所管する保健所に、今後の対応を確認するよう事前に指示しておく。
- イ 校長は、教職員に濃厚接触者の疑いがある場合、自宅待機を指示することができる。（感染者と最終接触の翌日から2週間の出席停止）
- ウ 児童の学習保障等について、可能な範囲で業務をテレワークで行う。

3 本人（同居家族）に風邪症状がある場合

- (1) 以下の症状が見られる場合は自宅療養する。（出席停止）
 - ア 平熱以上の高い発熱、かぜ症状（鼻水、咳、のど痛等）
 - イ 味覚や臭覚に嗅覚に異常を感じる。
 - ウ 強い倦怠感（だるさ）や息苦しさをを感じる。
- (2) 症状が数日続く場合は、関係機関に相談する。
 - ア 県電話相談窓口コールセンター 098-866-2129
 - イ 南部保健所 098-889-6591
 - ウ 病院受診

4 本人（同居家族）に濃厚接触者の疑いがある場合

- (1) 本人の場合
 - ア 濃厚接触者の疑いがあると判断したら、南部保健所に今後の対応を確認してください。
 - イ 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査の結果を受け、陰性の場合も健康観察期間として出席停止とする。（感染者と最終接触の翌日から2週間） 陽性の場合は1(1)へ
- (2) 同居家族の場合
 - ア 同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、学校へ連絡してください。
 - イ 同居家族が「濃厚接触者に特定され発熱等の症状がある」場合や「発熱等の風邪症状があり、検査を受けている」場合、児童生徒等本人に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となる。
 - ウ 濃厚接触者に特定された同居家族が無症状で、児童にも症状がみられない場合は、登校可能である。但し、検査結果が出るまで不安な場合は、校長と相談の上、出席停止扱いとする。
- (3) 教職員（同居家族含む）の場合
 - ア 校長は、教職員（同居家族含む）が濃厚接触者の疑いがある場合には、当該居住地域を所管する保健所に、今後の対応を確認するよう事前に指示しておく。
 - イ 校長は、教職員の同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合、状況を確認した上で自宅待機を指示することができる。
 - ウ 校長は、教職員（同居家族含む）が濃厚接触者の疑いがある旨の報告を得た場合は、児童の学習保障等について、可能な範囲で業務をテレワークで行う。

4 休業規模及び休業期間の決定について

- 臨時休業後、市中感染者状況等を踏まえ、段階的に休業規模や期間について、以下の順に沿って判断、決定する。
- (1) 学級閉鎖
 - (2) 学年閉鎖
 - (3) 学校閉鎖
 - (4) 複数校閉鎖（隣接校、中学校区など）
 - (5) 市内全小中学校

児童の出席停止の考え方（早見表）

対象	状況	開始日	終了日	出席停止の理由
児童本人	①感染が判明	感染の判明した日 ただし、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日	専門医等が登校可能と判断した日	新型コロナウイルス感染症
	②濃厚接触者	濃厚接触者と認定された日（同居家族の感染判明日） ※濃厚接触者は、保健所が感染者本人や学校へのヒヤリングの結果を踏まえ特定される。	保健所に指示された期間（目安は感染者と濃厚接触をした翌日から起算して2週間） 期間中に感染判明すれば①へ	感染症予防のため
	③感染疑いの症状がみられる場合	症状（発熱、寒気、悪寒、筋肉痛、頭痛、のどの痛み、味覚または嗅覚の異常等）があり欠席した場合	完治するまで（目安は症状が消失した翌日） （早退日は含まない）	感染症予防のため
児童の同居家族	④濃厚接触者	同居する家族が「濃厚接触者に特定され発熱等の症状がある」場合や「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合、児童生徒等本人に発熱等の風邪症状がなくても出席停止となります。（出停開始は家族が濃厚接触者と認定された日） 陽性の場合、②へ		感染症予防のため

※ レベル1においては、同居する家族が「濃厚接触者に特定された」場合や「発熱等の風邪症状があり検査を受けている」場合、児童生徒等本人に発熱等の風邪症状がなければ登校可能です。

※学校における感染拡大を予防するためにも、本人・同居家族に感染及び濃厚接触者が判明した場合は、速やかに学校までお知らせください。児童の健康と人権への配慮を最優先して対応に努めます。

3 その他

- (1) 感染者の有無に関わらず、沖縄県警戒レベル実施例に基づき、県の警戒レベルや地域の実態に応じて、学習活動の形態や休業規模を判断する。
- (2) 臨時休業となった場合、家庭で学習できる教材（プリント、HPの動画コンテンツ等）を準備し、学びを保障する。また、担任は電話等で児童の休校中の様子を把握し、適切な支援や助言を行う。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会をつくるためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

コロナ感染と熱中症の予防に必要な持ち物

- ◆ マスク（布マスクも可。毎日洗濯し清潔なもの）
- ◆ 清潔なハンカチ（ティッシュ、ペーパータオルは学校で準備しています）
- ◆ マスクを入れるジップロック（マスクの予備を入れておく）
- ◆ 帽子、水筒（一日に飲む量に応じて適切な大きさの水筒）

健康観察の記録

- ◆ 保護者は、毎日、登校前に子ども及び家族の体調を観察し「健康観察カード」へ記入する。担任へ提出。（提出状況によって、児童玄関前で一斉の健康カード点検に切り替えます。確実な観察、記入をお願いします）